第三次箕面市子どもプラン(ひとり親家庭等自立促進計画編)の概要

1. 策定の趣旨

ひとり親家庭や寡婦に対して、状況に応じた様々な支援施策を提供し、就 労・自立を支援することにより経済的に安定し、子どもたちが自身の将来に希 望を持ち、親子とも健やかな生活を営むことができるよう、自立を促進するた め計画を策定します。

前身である第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画策定後、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などが新たに施行され、ひとり親家庭等の子どもへの貧困の連鎖防止のための取り組みが重点化されるとともに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、父子家庭への支援拡大を含めたひとり親家庭等の早期自立に向けた支援の強化・拡充が必要となりました。

本市においては、平成 27 年に子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもに対する支援計画及び施策を網羅した第三次箕面市子どもプランを策定しました。第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画との継続性を保ちつつ、この間の法の制定・改正の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等を支援する計画として、貧困の連鎖の根絶に向けた支援を施策体系の中心に据えた第三次箕面市子どもプラン(ひとり親家庭等自立促進計画編)を策定するものです。

2. 計画期間

平成29年4月から平成32年3月までとします。

3. 対象

箕面市内に居住する母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とします。

母子家庭…離婚、死別等により配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶 養している家庭

父子家庭…離婚、死別等により配偶者のない男性が、20歳未満の児童を扶養している家庭

寡婦……配偶者のいない女性であって、かつて母子家庭の母として 20 歳 未満の児童を扶養していたことのあるかた

4. 第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画からの変更点

貧困の連鎖の根絶に向けた支援を施策体系の中心に据え施策を実施することに合わせ、以下のように基本理念と施策体系を変更しました。

	第二次ひとり親家庭等自立促進	第三次箕面市子どもプランひと
	計画	り親家庭等自立促進計画編
基本理念	ひとり親家庭等が安定した生活	子どもたちが自分の将来に希望
	を営みながら、安心して子育てが	を持ち、親も子も健やかな生活を
	できるまちづくりをめざいして	営むことができるまちをめざし
		て
施策体系	1. 情報提供・相談体制の整備	1. 貧困の連鎖根絶に向けた支援
	(1) 情報提供の充実	(1) 総合的な支援
	(2) 相談体制の整備	(2)学習支援
	(3) 養育費確保のための支援	(3)経済的支援
	2. 就業による自立に向けた支援	2. 子育て支援
	(1) 就業支援	(1) 子育て支援
	(2) 就業に向けた能力開発に対	3. 生活の安定を図る支援
	する支援	(1) 生活基盤を整えるための支
	(3) 労働環境の整備	援
	3. 子育て支援、生活支援	(2) 各種減免・貸付事業
	(1) 子育て支援	(3) 養育費確保のための支援
	(2) 生活支援	4. 就労による自立に向けた支援
	4. 生活の安定を図る支援	(1) 就労支援
	(1) 生活基盤を整えるための支	(2) 就労に向けた能力開発に対
	援	する支援
	(2) 各種減免・貸付事業	(3) 労働環境の整備
	5.人権尊重の社会づくり	5. 情報提供・相談体制の整備
	(1) 人権教育・啓発に関する施	(1) 情報提供の充実
	策の推進	(2) 相談体制の整備
		6. 人権尊重の社会づくり
		(1) 人権教育・啓発に関する施
		策の推進